

気仙沼・南三陸地域移住促進のための交流イベント等実施業務 仕様書

1 委託業務名

気仙沼・南三陸地域移住促進のための交流イベント等実施業務

2 業務の目的

移住希望者に気仙沼・南三陸地域（以下「当地域」という。）を移住先として選んでもらうため、地域の認知度向上を図るとともに、就労支援や当地域への移住の不安解消につながるよう、既に移住している方や地元企業等との交流イベントを実施することで移住者の増加に繋げる。

3 本業務のターゲット層

県外に居住し、当地域に移住を検討している個人またはそのパートナー（既婚、未婚は問わない）、家族。

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

5 業務概要

移住希望者に移住先として選んでもらえるよう、移住者や地元企業等との交流イベント等を実施する。

（実施イメージ）

- ・地域の魅力、移住施策の紹介（地域の魅力・移住施策の紹介、子育て支援団体との交流など）
- ・移住者が取り組むビジネス紹介（起業者との交流など）
- ・地元企業（経営者等）との交流（職場見学、インターンシップ、副業受入企業など）
- ・地域の食文化の体験

6 業務内容

（1）交流イベントの企画・運営

① 内容

（イ）当地域の公共施設、お試し移住住宅、移住者希望者が関心を持ちうる施設（ゲストハウスやテレワーク施設など）、地域の魅力を伝えられる場所などを見学するほか、移住者や魅力的な地域の方々、子育て支援団体との交流などを3連休の2泊3日間で行う内容とすること。

- (ロ) 宿泊場所については、当地域のゲストハウスや民間宿泊施設とし、参加者は宿泊場所を選べないものとする。
- (ハ) 本業務の集合及び解散場所は、「2 業務の目的」を踏まえ参加者が参加しやすい場所を設定すること。
- (ニ) 交流イベントに係る参加者の移動バス代等交通費、食費、宿泊料は本事業で負担する。ただし、本業務の集合（自由時間を除く）及び解散後、帰宅に係る交通費は参加者が負担する。なお、移動バスを使用する場合は、できる限り当地域のバス会社を手配すること。
参加料として一人5,000円程度を徴収すること。
- (ホ) 周遊する行程（期日・日程）をあらかじめ決めてから募集すること。
- (ヘ) 応募者多数の場合には参加者を抽選で決定すること。
- (ト) 交流イベント等には、気仙沼市、南三陸町への移住者や、地元企業などと連携した内容とすること。
- (チ) 女性の参加が増えるよう、移住者や地元企業との交流イベント等では、女性（子育て中の女性など）を多く起用するなど工夫した内容とする。
- (リ) 移住者希望者の地元企業等との交流イベントのほか、有効な取組も受注者と協議し実施可能とする。

② 対象地域

本事業の対象地域は気仙沼市・南三陸町とする。

③ 実施数量

イベント参加者数は20人程度にすることとし、施設の受入人数に合わせて実施すること。

④ 実施期間

委託者である宮城県気仙沼地方振興事務所（以下、「県」という。）と協議して決定・実施すること。

なお、業務委託期間内に全ての事務手続きを完了できる期間を設定すること。

(2) 広報

- ① 参加者の募集に当っては、各種移住定住イベント等でも周知・広報を行うこと。
- ② 県で令和4年度に制作した女性移住者促進のための動画（気仙沼市版及び南三陸町版）を活用し周知・広報を行うこと。

(3) 効果測定

当該イベント等による効果を測定するため、移住希望者等へのアンケートを行い、実施した交流イベント等の自己評価を実施すること。なお、アンケートの内容は、受注者は発注者と協議のうえ、決定すること。

(4) 業務管理

- ① 交流イベント等の企画・運営において、利用者、関係施設等からの問い合わせに対応できる体制をとること。
- ② 契約締結後、速やかに実施計画書（任意様式）を作成し、県の承認を受けること。
- ③ 業務完了後、速やかに交流イベント等の実施に係る調整先、その調整経過などをまとめるほか、交流イベント等の内容、参加者数、広報に関するデータ、6（3）の効果測定等を記載した「業務実施状況報告書」（任意様式）を業務完了報告書に添付して下記の提出場所に提出すること。

提出場所

〒988-0181 宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6

宮城県気仙沼地方振興事務所地方振興部 宛て

- ④ 県は、実施報告書の提出を受けて、その内容を精査し、契約額の確定を行うこととする。
- ⑤ 業務完了報告書により委託契約額を確定した結果、6（1）③に定める業務の実施数量を満たさないなど、成果が委託業務の内容に適合しないと認められるときは受注者に支払う委託費を減額するものとする。
- ⑥ 新型コロナウイルスや自然災害等の影響により業務を中止せざるを得ない場合、県は受注者と協議のうえ、それまでの業務に要した費用を支払う。
- ⑦ 受注者は、この業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては関係法令を順守するとともに、本業務により得られた成果品については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。
- (2) 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、成果品について、その利用目的が当地域への移住・定住の推進に有益とされる場合は、県と協議の上、受注者も成果品を必要な範囲において利用することができるものとする。
- (3) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために

必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

- (4) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報取扱事業者の義務等に留意し、個人情報の漏えい防止等に万全を期すこと
- (5) 本仕様書に記載されていない事案が発生した場合は、県及び受注者双方の協議の上決定する。
- (6) 交流イベント等の実施に伴い、他の支援制度（お試し移住制度など）との併用は可とする。